

**中小企業の活力強化・地域活性化
のための規制・制度改革の意見50**

平成 25 年 5 月 15 日

日本商工会議所

基本的考え方

- 政府は、規制・制度改革を「成長戦略」の大きな柱に位置付け、現在、産業競争力会議との連携のもと、規制改革会議において、健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等の重点分野を中心に議論を進めている。
- 日本経済再生のためには、中小企業の生産や投資の拡大が地域経済を活性化させ、さらに経済の再生に結び付く「好循環」の確立が必要である。その原動力は地域経済と雇用を支える中小企業であり、中小企業を柱に据えた成長戦略を策定・実行すべきである。同時に、中小企業が活躍するフィールドである地域の活性化も不可欠である。
- 中小企業の活力を引き出し、成長が期待される分野への進出やイノベーションを促進するとともに、成長分野への労働移動を円滑に進めるため、その妨げとなる現行の規制・制度をゼロベースで見直し、労働規制の緩和を含め、大胆な規制・制度改革を断行すべきである。
- このため日本商工会議所では、「中小企業の活力強化」と「地域活性化」の視点に立ち、各地商工会議所の会員企業等から、規制・制度改革を希望する現場の生の声をヒアリングし、本意見を取りまとめた。
- 本意見の「Ⅰ. 政府(規制改革会議等)における検討分野」では、現在、政府の規制改革会議等で検討が進められている事項の中で、(1)確実に実施すべき事項と、(2)追加して検討すべき事項を記載している。また「Ⅱ. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野」では、日本商工会議所として中小企業の活力強化と地域活性化の視点から検討・実施してもらいたい事項を記載している。
- 中小企業や地域においても自らイノベーションに取り組み、自助努力によって未来を切り開いていくことはもちろんであるが、政府においては、思い切った異次元の規制・制度改革の断行により、地域の再生・活性化と中小企業の成長を強力に後押しされたい。
- 日本商工会議所としては、今後も引き続き、規制・制度改革を希望する中小企業や地域の声を収集し、意見として申し述べていく所存である。

目 次

I. 政府(規制改革会議等)における検討分野について

1. 健康・医療

- (1) 確実に実施すべき事項 1
- (2) 追加して検討すべき事項 3

2. エネルギー・環境

- (1) 確実に実施すべき事項 6
- (2) 追加して検討すべき事項 8

3. 雇用

- (1) 確実に実施すべき事項 9
- (2) 追加して検討すべき事項 10

4. 創業、その他経済再生に資するもの

- (1) 確実に実施すべき事項 12
- (2) 追加して検討すべき事項 12

II. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野について

1. 地域の再生・活性化を後押し

- (1) 商店街の魅力向上と中心市街地の賑わい回復 15
- (2) 売上拡大と地域経済循環の回復 16
- (3) 観光の振興 17
- (4) 強い農林水産業づくり 20
- (5) 地域の成長を支える基盤づくり 21

2. 中小企業の成長の促進

- (1) 中小企業の創業・起業・ベンチャーの支援 24
- (2) 海外展開と国際競争力の強化 25
- (3) 経営力の強化 27
- (4) 雇用の拡大 27

3. 行政・財政運営の効率化

- (1) 行財政改革・補助金・委託費 29

※本文記載の表記に関する補足説明：

◇各事項の末尾に記載している【規制改革会議WG】等の表記は、現在、政府内で具体的に検討されている会議名を記している。

◇現在、政府の会議等で具体的に検討されていない事項については、所管省庁名と検討いただきたい改革の種類を【〇〇省／行政手続きの迅速化】等で記している。

I. 政府(規制改革会議等)における検討分野について

1. 健康・医療

(1) 確実に実施すべき事項

① 医療機器と医薬品の規制の分離と中小企業の医療機器分野への参入促進

薬事法において、医療機器と医薬品を別々の異なる規制体系とする法改正を確実に実施し、新製品や許可取得済み医療機器の改良・改善における審査基準の緩和ならびに審査期間の短縮化を図るとともに、医療機器製造業については許可制から登録制に改めるなど医療機器製造販売業を含めて要件を見直し、中小企業の新規参入を促進すること。

【規制改革会議WG】

(注) 新医療機器の開発・実用化において、許可(薬事法第14条)を得るまでに時間を要しているという課題が指摘されている。(平成23年で4.3カ月～9.7カ月(中央値)[厚生労働省/新医薬品・医療機器の審査迅速化について])

(注) 医療機器は医薬品と異なり、絶えず改良・改善が行われ製品サイクルが短いことや、有効性や安全性は医師等の技能による部分が多いことなどの特徴がある。しかし、薬事法は医薬品(第2条第1項)と医療機器(第2条第4項)の両方を対象としているため、医療機器は医薬品と同様の厳格な審査を受けることになり、必要以上に審査期間を要しているとの指摘がある。

(注) 審査期間の短縮化で、①審査コストダウンにより国際競争力が向上する、②新製品の開発スピードが向上する、③諸外国との審査期間の差(デバイス・ラグ:米国との差=22カ月[平成22年度])が解消し販売開始の遅延問題が是正される、といった効果が期待される。

(注) 医療機器製造業・製造販売業の許可(薬事法第12条・13条・14条)については、医薬品の製造販売業に準じた基準が設けられている。

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令への適合
・品質保証責任者の設置/品質標準書・品質管理業務手順書・教育訓練計画の作成/
出荷記録体制/貯蔵等の管理体制/文書記録管理 など

○医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令への適合
・安全管理統括部門の設置/安全管理責任者の設置/製造販売後安全管理業務手順書・
市販直後調査実施計画書・教育訓練計画 など

○統括製造販売責任者の設置

(注) ○医療機器の承認件数=平成23年度1,227件(新規:599件、変更628件)(医薬品・医療機器総合機構資料。ただし国による承認件数のみ)

○医療機器の市場規模=2.9兆円/年(平成24年 日本医療機器産業連合会資料)

② 健康食品における効果・効能表示の容認

国民の健康管理・増進に資する健康食品を成長産業に育成するため、ヒトによる治験を経て健康増進への効果が認められた素材を含有する食品には、効果・効能を商品や広告へ表示できるようにすること。【規制改革会議WG】

(注) 健康食品は、たとえ事実であっても、①疾病の治療または予防を目的とする効能効果、②身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果、③医薬品的な効能効果の暗示に該当するような表示をすると薬事法違反となる。

(注) 治験を経たものは特定保健用食品（トクホ）として、一定の効果・効能を表示した販売が可能だが、その検査費用には数千万円を要し、中小企業がトクホの許可を得る際の障害となっている。

(注) 健康食品の市場規模＝7,085 億円/年（平成 24 年度 矢野経済研究所）

③ 保育事業への株式会社等の参入促進

保育サービスへの多様な事業主体の参入を促進し、待機児童問題を早期に解消するため、学校法人や社会福祉法人と、株式会社やNPO法人が競争上対等になるよう支援制度を整備すること。【規制改革会議】

(注) 施設整備費への補助については、児童福祉法第 56 条の 2 において、児童福祉施設への施設整備補助の対象となる設置主体が、社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人（特例民法法人を含む。）に限られている。

(注) 全国の認可保育所数は、平成 24 年 4 月 1 日現在 23,711 ヲ所、うち株式会社立は 376 ヲ所（約 1.6%）。
※参考(内訳)：株式会社 376 ヲ所、社福 11,873 ヲ所、自治体 10,275 ヲ所、その他 1,187 ヲ所

④ 待機児童問題解消のための保育所設置基準の見直し

待機児童問題を解消するため、東京都や大阪市では、保育所の面積基準について地域の実情に応じた一時的な措置として緩和されている。今後その実施状況を検証していき、子どもの発育や安全等に影響のないことが確認できた場合には、緩和措置を全国に適用拡大すること。

あわせて、深刻な保育士不足を解消する観点から、看護師等と同様に准看護師も保育士の定数に算入できるよう配置基準を見直すこと。

【規制改革会議】

(注)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)」第32条では、乳幼児の年齢や人数に応じて、設備の基準(面積等)が規定されているが、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)では、面積基準について、大都市部の一部に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲で、緩和できることとなっている。

特例の条例を定めている東京都では、年度途中で定員を超えて入所させる場合、ほふく室の面積を1人当たり2.5㎡以上、大阪市ではほふく室と保育室の面積を1人当たり1.65㎡以上に緩和している。

現行の面積基準の一例：ほふく室(0、1歳児)の面積：1人当たり3.3㎡以上

保育室(2歳児以上)の面積：1人当たり1.98㎡以上

(注)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)」第33条では、乳幼児の年齢や人数に応じて、職員の配置基準を規定している。「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」(平成10年厚生省児童家庭局長通知)では、保育士の定数を満たすために、看護師又は保健師を1人に限り算入できるとしているが、准看護師は算入の対象として認められていない。准看護師についても同様に参入できるようにする必要がある。

現行の職員の配置基準の一例：0歳児3人につき保育士1人以上

1～2歳児6人につき保育士1人以上

(2) 追加して検討すべき事項

① 医薬品のドラッグ・ラグ解消のための民間審査機関の設置

患者への新薬提供の早期化(ドラッグ・ラグ解消)を図り、日本の医薬品の国際競争力を高めるため、PMDA((独)医薬品・医療機器総合機構)以外の民間審査機関を設けること。【行政手続きの迅速化/要件の見直し】

(注) PMDAの審査基準：①実施された試験や提出された資料の信頼性が担保されていること、②適切にデザインされた臨床試験結果から対象集団における有効性がプラセボ(有効成分を含まない錠剤)よりも優れていると考えられること、③得られた結果に臨床的意義があると判断されること、④ベネフィットと比較して許容できないリスクが認められていないこと、⑤品質確保の観点から一定の有効性および安全性を有する医薬品を恒常的に供給可能であることに留意して承認の可否を判断する。

(注) 審査期間の短縮で、①審査コストダウンにより国際競争力が向上する、②新薬の開発スピードが向上する、③諸外国との審査期間の差(ドラッグ・ラグ：米国との差=14ヵ月[平成22年度])が解消し販売開始の遅延問題が是正される、といった効果が期待される。

(注) 医薬品の年間承認件数=平成23年度6,756件(新規：3,790件、変更2,966件)(PMDA資料)

② 株式会社の医療機関への参入の容認

医療機関の経営効率化やサービス向上を図るため、民間の経営ノウハウを医療機関に活かす株式会社の参入を認めること。【規制の見直し】

(注) 営利を目的として、病院、診療所または助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができる（医療法第7条第5項）。

(注) 医療機関の株式会社化で、①資金調達の円滑化、②経営の近代化・効率化、③投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービス提供が期待される。

(注) 赤字経営となっている医療法人（一般病院）の割合は全体の約22%（厚労省・平成22年度病院経営管理指標）

③ 医療サービス向上のための医療法人による広告の自由化

適正な競争原理のもと医療機関が質やサービスの向上を図るとともに、患者がより適切に医療機関を選択できるようにするため、医療に関する広告を自由化すること。【規制の見直し】

(注) 医療に関する広告は、医療法第6条の5により、法または広告告示により広告が可能とされた事項*以外は、文書その他いかなる方法においても原則禁止となっている。

※現在の主な広告可能事項：診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項、病院又は診療所の管理者の氏名、診療日若しくは診療時間、入院設備の有無など

(注) 医療機関への広告の解禁によって、①患者が病院を選択する際の判断材料が増え、②病院間の競争を促すことにより経営効率化やサービス向上などが期待される。

(注) 全国の医療施設数＝病院：8,567、一般診療所：100,112、歯科診療所：68,541（計177,220）

④ 介護労働者の作業に対する重量制限の導入

腰痛等を理由とした介護労働者の離職を防止するため、一人の介護労働者の作業に、諸外国において設けられている重量制限を導入すること。【規制の見直し】

(注) 腰痛で労災申請した仕事で腰痛率が一番高いのは社会福祉分野で全体の4分の1を占め、介護労働者の4割が1年未満で離職している。（平成19年度介護労働実態調査・公益財団法人介護労働安定センター）

(注) 豪州などでは重量制限が制度化されているが、日本では「職場における腰痛予防対策指針」（平成6年厚生省通達）でリフト使用の推奨はあるが、強制力はない。

(注) 女性労働基準規則（厚生労働省）では、重量物（荷）に対する女性の重量制限は30kg未満までとなっている。

⑤ 看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策

今後の成長分野である介護業界では離職が多く、深刻な人材不足状態にあり、介護市場の拡大には限界がある。このため、一定の日本語力を確認・担保できる条件のもとで、介護福祉士試験を英語や母国語でも受験可能にするなど、看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上に向けた対策を講じること。【要件の見直し】

(注1)全国での有効求人倍率は常用2.10倍(全職業0.97倍)、パート3.48倍(全職業:1.30倍)、東京では常用3.52倍(全職業1.30倍)、パート6.27倍(全職業1.95倍)となっている。厚生労働省の推計では、平成26年までにさらに約40万人~60万人の介護職員が必要とされている。(現在は約112万人)

(注2)EPAで受け入れた外国人の看護師試験、介護福祉士試験の合格率の水準が低いことについては、受験のための専門用語など日本語のハードルが高いこと、ハードな職務の中で日本語と国家試験対策の勉強へ十分な時間が取れないことなどが理由として指摘されている。

※2013年合格率=看護師EPA合格率9.6%(看護師計では35.7%)、介護福祉士EPA合格率39.8%(介護福祉士計では64.4%) [厚生労働省発表]

※関連法規：社会福祉士及び介護福祉士法、保健師助産師看護師法

2. エネルギー・環境

(1) 確実に実施すべき事項

① 石炭火力発電所早期建設のための審査基準の合理化・明確化

電気料金の上昇抑制と安定供給の強化、さらには被災地復興を含む地域活性化、地球規模でのCO₂排出削減の観点から、環境にも配慮した高効率の石炭火力発電所の建設が早期に実現するよう、審査基準の合理化・明確化、審査期間の短縮化、手続きの簡略化を図ること。

【規制改革会議WG】

- (注) 石炭火力発電の1kWh当たりの燃料単価は、石油16円、LNG10円に対して4円（総合資源エネルギー調査会総合部会（第2回会合・平成25年4月23日）等）。LNG火力の1割を石炭に変えればGDPが3年後に1.6兆円拡大するとする試算もある（第一生命経済研究所）。環境性能、効率の技術力の高さからインフラ輸出も期待されている。我が国技術の石炭火力発電が世界に普及することで、世界規模で13億トン（我が国の年間排出量に匹敵）の排出削減が可能と推計されている（平成22年度新成長戦略等）
- (注) 東京電力は平成24年11月7日に公表した「改革集中実施アクションプラン」において、「浜通りを中心に地域の経済復興や雇用回復・創出に繋がる事業を推進」するとして「世界最新鋭の石炭火力発電所プロジェクト」を例示している。
- (注) 国内で石炭火力発電所を建設するには、環境アセスメントを満たす必要があるが、現在は温暖化対策に厳しい「環境大臣の意見」が壁となり、事実上建設できない。平成21年にも福島県いわき市小名浜にて石炭火力発電所の新設計画があったが、環境大臣意見のため計画が白紙になった。
- (注) 環境アセスメント手続きは現在、①配慮書手続・90日以内（計画段階における環境配慮事項の検討）→②方法書手続・180日以内（評価項目・手法の選定）→③（調査）→④準備書手続・270日以内（環境アセスメント結果の公表）→⑤評価手続・30日以内（結果の修正・確定）が必要。通常3～4年程度を要している。その他、リプレースの場合の撤去工事もアセスの対象となる場合がある。なお、①の配慮書手続は平成25年4月から新たに導入された規制手続きである。
- (注) 規制改革会議は去る4月1日、石炭火力発電の環境アセスメントについて見解をまとめ、①技術基準について、商用化されている最先端の技術とする（環境省は将来の技術革新を考慮した基準を模索）、②個別事業と国全体のCO₂に関する目標との整合性を求める審査に合理性があるか見直す、③手続き期間をできる限り短縮化することを求めた。
- (注) 経済産業省と環境省は、手続き期間の短縮（1年強程度）に取り組むことで合意している。「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン（4月26日）」に同趣旨を明記。
- (注) 経済産業省と環境省は4月26日、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」の成果として、技術基準について、商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術以上とすること、温暖化対策については、業界枠組みへの参加等があれば国の目標・計画との整合性は確保されていること等の合意内容を公表した。

② 発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大

再生可能エネルギーの普及を促進する観点から、太陽光など小規模、分散型の発電設備の設置に際しては、出力 1,000kw 以上の場合であっても、1,000kw 未満の場合と同様に、電気主任技術者を配置する代わりに電気保安協会等へ電気設備の保安管理を外部委託できるようにすること。【規制改革会議WG】

(注)出力 50kw 以上の発電設備では、電気工作物の保安監督等のため電気主任技術者を選任して届け出る義務があるが、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項により、太陽光発電のほか、風力、火力、水力発電の 1,000kw 未満の設備では保安管理業務を外部委託することができることとされている。

(注)太陽光、風力、水力、火力発電所に係る電気主任技術者の外部委託の承認範囲については、本年 6 月末に「2,000kw 未満」まで対象が拡大される予定（6 月末に省令及び告示が改正・公布・施行予定）。

(注)再生可能エネルギー固定価格買取制度の平成 24 年度認定設備において、1,000kw 以上の太陽光発電設備は全国に 1,024 件、約 318 万 kw。

③ 国際先端テストを活用した水素スタンドや充電スタンド設置にかかる保安規制等の早期見直し

次世代自動車産業の成長を促進するため、その基盤となるガソリンスタンドにおいて、水素スタンドや充電スタンドを併設する際の安全規制や使用可能鋼材にかかる性能基準については、国際先端テストにかけ、安全を確保した上で、諸外国の保安規制や設置規制を参考に、早期に見直すこと。【規制改革会議WG】

(注)水素スタンド：○平成 17 年 2 月に消防法令が改正され、既に水素ステーション（40MPa 以下の圧縮水素を取り扱うものに限る）をガソリンスタンドに併設することができることとなっているが、圧力容器や配管の強度、使用可能鋼材の規格、公道とディスペンサーの距離など、欧州、米国と比較して厳しい規制となっている（高圧ガス保安法一般ガス保安規則関係例示基準）
○現在稼働中は全国に 16 ヶ所、平成 25 年度には 3 ヶ所を新設予定（燃料電池実用化推進協議会資料）。水素スタンドの推進は、日本再生戦略等において国の施策として明確に位置づけられており、平成 27 年までに 100 ヶ所程度の水素スタンドの建設を目指して、25 年度から国の支援（水素供給設備整備事業費補助金）が始まる予定（第 8 回規制改革会議資料等）。

(注)充電スタンド：○消防庁において給油取扱所および商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策が取りまとめられたことを踏まえ、消防法令の改正等の所要の措置がとられる予定（電気設備に関する技術基準を定める省令第 69 条、可燃性蒸気流入防止構造等の基準について H13.3.30 消防危第 43 号、給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針について H6.3.29 消防危第 29 号）。
○急速充電器の設置箇所数は全国に 1,677 ヶ所。ほとんどが自動車販売店、行政施設に設置されている（急速充電器に関する任意団体「チャデモ協議会」ホームページより）。

(2) 追加して検討すべき事項

① 国際先端テストを活用したPCB廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し

絶縁油の製造過程で混入したPCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理について、日本では非常に厳しい基準（0.5ppm超）が適用されていることから処理対象が多く発生し、事業者にとって費用負担が経営を圧迫するケースもあるため、優先的に国際先端テストにかけ、安全性を確認した上で、欧米並みの基準（50ppm超）に引き上げること。【規制改革会議WG】

（注）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則 第3条

（注）PCB特別措置法は、意図的にPCBを使用した高濃度PCB廃棄物を想定した法律であり、微量のPCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の存在は法施行後明らかになったものである（第8回規制改革会議資料）。これらの「微量PCB汚染廃電気機器等」は約450万台に上ると推計されている（環境省）。

（注）規制改革会議 第1回エネルギー・環境WG（3/15 安念座長資料）：「現在、国内では、PCB含有絶縁油にかかる処理対象基準が「0.5ppm超」に設定され、適正に処理できる事業者や処理場も限定されている。結果として、今後、膨大な処理費用（6,000億円との試算）の発生が見込まれている。この処理基準に関し、欧米の先進諸国においては「50ppm超」と設定されているところであり、検証が必要」

3. 雇用

(1) 確実に実施すべき事項

① 解雇が無効であった場合の労働者救済措置の多様化

解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合の救済措置の多様化の一つとして、労働者が職場復帰を希望しない場合には、金銭の支払いによって労働契約終了となる仕組みを整備すること。ただし、その際の解決金額については一律に設定すべきではない。【規制改革会議WG】

(注) 解雇紛争が生じた際、労働局によるあっせんや労働審判を経て、大半は金銭によって退職しているのが実態となっている。

② 同一派遣先への派遣期間の制限や日雇派遣禁止等の見直し

多様で柔軟な働き方を実現するため、労働者派遣法の同一派遣先への派遣期間の制限（原則1年、最長3年）や、日雇労働者派遣の原則禁止等について、国際先端テストなどを活用し、派遣期間の制限や日雇労働者の派遣禁止を見直すこと。【規制改革会議WG】

(注) 労働者派遣法第40条の2において、派遣可能期間は1年（最長で3年）までとされている。また、同法35条の3において、日雇労働者（日々または30日以内の期間を定めて雇用されるもの）の派遣を原則禁止としている。

③ 中途採用市場の活性化のための有料職業紹介事業の規制緩和

中途採用市場において、企業と求職者の双方に人材紹介サービスの選択肢を広げ、市場の機能を向上させるため、有料職業紹介事業における対象職種や年収要件といった条件を国際先端テストにかけ、規制を緩和すること。【規制改革会議WG】

(注) 職業安定法施行規則第20条第2項では、求職者から手数料を徴収する有料職業紹介事業の対象となる職種を「経営管理者」「熟練技能者」「科学技術者」等に限定している。また、平成15年厚生労働省告示第442号で、対象者の年収要件が「700万円超」と定められていることから、対象職種や年収要件を緩和し、より幅広く有料職業紹介を行えるようにすること等が考えられる。

(注) 日本はILO（国際労働機関）の「民間職業紹介事業に関する条約（181号）」を1999年に批准しており、民間職業紹介事業は労働者からいかなる手数料または経費を徴収することが原則不可となっている。ただし例外措置として年収700万円超の経営管理者等については徴収可能となっている。

④ 人材マッチングの件数を増やすためのハローワークと民間企業の一体的取組みの実施

労働市場全体としてのマッチング実績を大幅に引き上げるため、ハローワークは、企業の人材ニーズを詳細かつ正確に把握するとともに、保有する有益なデータを民間に開放し、民間事業者とともにデータを有効活用した求人・求職の提案等を行うこと。【規制改革会議WG】

(2) 追加して検討すべき事項

① 有期契約労働者の雇用継続を可能とするための無期転換申込権を発生させないルール等の導入

有期労働契約の通算契約期間が5年を超えると、無期労働契約への転換申込権が発生することになるが、5年を超える前での雇止めが危惧されるため、一定の金銭補償等により無期転換申込権を発生させないルール等を導入すること。【制度の見直し】

(注) 労働契約法第18条では、「同一の使用者との間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」として、有期労働契約から無期労働契約への転換が規定されている。

このため、通算契約期間が5年を超える前での雇止めが危惧される（日商が実施した調査では、「雇用契約更新（年数）に規制がかけられた場合、契約期間満了による雇止めに対応せざるを得ない」と回答した中小企業は70.8%に上った）ことから、一定の金銭補償等により無期転換申込権を発生させないルール等を導入し、雇止めの発生を回避する必要がある。

② 中小企業等におけるインターンシップを通じた人材採用の容認

大学生等の中小企業への就職・定着を促進するため、インターンシップを実施した学生が中小企業等への就職を希望し、中小企業等が合意すれば当該学生を採用できるよう、平成9年9月に出された「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（通達）」を見直すこと。【経済財政諮問会議】

(注) インターンシップの推進については、平成9年9月に文部省・通商産業省・労働省（当時）が合同で「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を取りまとめ、以降これに基づいて整備が進められてきた。同通達の中で「インターンシップと称して就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう留意すべき」とされ、受入企業には「産学連携による人材育成の観点から推進するもので、自社の人材確保にとらわれない」「インターンシップは学生に対する教育活動である」ことなどが盛り込まれた。

③ 高度外国人材の受け入れ拡大のための基準の緩和や優遇措置の拡充

高度な能力や資質を有する外国人の受け入れを促進するため、高度外国人材ポイント制^(注1)の年収要件^(注2)などの基準を緩和するとともに優遇措置^(注3)を拡充すること。【産業競争力会議】

(注 1) 高度外国人材ポイント制：高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受け入れを促進するため、ポイント制を活用して高度人材に対する出入国管理上の優遇措置を講ずる制度のこと（平成 24 年 5 月開始）。

(注 2) 年齢区分に応じた年収最低基準（※下表の基準に満たない者は高度外国人材ポイント制の対象外）

年齢区分	年収最低基準
30 歳未満	340 万円
30 歳以上 35 歳未満	440 万円
35 歳以上 40 歳未満	500 万円
40 歳以上	600 万円

(注 3) 高度人材の活動内容を、①学術研究活動、②高度専門・技術活動、③経営・管理活動に分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に出入国管理上の優遇措置（在留歴にかかる永住許可要件の緩和〔通常 10 年以上のところ、概ね 5 年で許可対象とする〕や配偶者の週 28 時間を超える就労を可能とする等）が与えられる。

4. 創業、その他経済再生に資するもの

(1) 確実に実施すべき事項

① 地域ブランドづくりを促進するため地域団体商標出願人への商工会議所等の追加

地域の特産品を地域団体商標として登録し、高い付加価値が期待される地域ブランドづくりを促進するため、ブランドづくりに取り組む商工会議所等の団体を商標法の地域団体商標の出願人に追加すること。

【経済財政諮問会議・産業競争力会議】

(注) 弘前商工会議所を中心に、地域資源の「弘前りんご」を地域団体商標として登録し、高い付加価値が期待される地域ブランドづくりが検討されているが、商標法第7条の2で事業協同組合が商標権の登録申請主体とされており、商工会議所は申請できないこととされている。

(注) 地域力活用新事業∞全国展開支援事業の成果を活用した商標の取得状況によると、商標46件、そのうち地域団体商標は4件取得。申請者は事業協同組合など。

(2) 追加して検討すべき事項

① 訪日外国人観光客のニーズに合わせた先端的な免税制度の導入

訪日外国人観光客の消費を拡大するため、免税制度については外国人旅行者のニーズに合わせ、以下のとおり見直すこと。【産業競争力会議】

○免税対象品目を、人気の高い化粧品や医薬品、また地域の魅力を伝える特産品（日本酒・焼酎等）などにも拡充すること。

○免税手続きの方式を欧州や韓国など諸外国で行われているような、出国時の書類等確認後に消費税相当額を一括で受け取れるシステムに変更すること。

(注) 現行制度では、外国人旅行者に人気のある食品、飲料品、化粧品、医薬品が、免税対象外品目とされており、外国人旅行者のニーズと乖離している。また、地方都市の魅力を伝える地域産品（日本酒・焼酎など）も免税対象外である。

個々の店舗等で訪日外国人観光客が買い物をするとき、消費税法第8条により、免税申請書類の記載事項・様式が詳細に規定され、記入に時間を要するため、日本での滞在時間を有効に使いたい外国人旅行者にとっては大きなストレスになっている、また、販売事業者にとっても事務負担や管理負担が大きい。

(注) 日本百貨店協会によると、平成24年の年間の免税手続ベース売上高は202億円（「平成24年12月全国百貨店売上高概況」より引用。売上高の調査対象は国内の百貨店44店舗）

② 訪日外国人観光客拡大のためのビザ発給要件の緩和と出入国手続きの迅速化

訪日外国人観光客数の増加とその滞在時間を増やすことで観光消費の拡大を図るため、以下の措置を講じること。【産業競争力会議】

○訪日外国人の観光ビザ発給要件について、数次ビザ発給の対象国拡大を図ること。

○地方空港や港湾等における出入国手続き（税関、出入国管理、検疫）を迅速化すること。

(注) 原則として、①申請人が有効な旅券を保持しており、本国への帰国または在留国への再入国の権利・資格が確保されていること、②申請に係る提出書類が適正なものであること、③申請人が日本において行おうとする活動または申請人の身分もしくは地位および在留期間が、入管法第2条に定める在留資格期間（5年以下）に適合すること、④申請人が入管法第5条第1項各号（新型インフルエンザ感染者や貧困者、放浪者等で生活上国または地方公共団体の負担となるおそれのある者等）のいずれにも該当しないことのすべてを満たし、査証発給が適当と判断される場合に査証が発給される。

なお、中国人向けには平成22年7月および23年9月に要件（所得水準等）緩和、平成23年7月には個人観光で沖縄を訪問する人を対象に、さらに平成24年7月には個人観光で岩手・宮城・福島の東北三県を訪問する人を対象に、それぞれ数次ビザの発給を開始している。また、24年6月からタイ人同9月からマレーシア人およびインドネシア人に対する数次ビザの発給が開始され、外国人旅行者の出入国に関する措置が図られている。未だ数字ビザの発給が認められていないベトナム、フィリピン、インド、ロシア等への対応拡大が望まれる。

(注) 2012年の訪日外国人観光客は6,040,729人となっており、伸び率は東日本大震災前の2010年比では-0.5%と微減しているものの、2011年比では48.9%と飛躍的に改善している。また、2012年の訪日外国人観光客数の上位10カ国は、①韓国、②台湾、③中国、④香港、⑤アメリカ、⑥タイ、⑦オーストラリア、⑧シンガポール、⑨カナダ、⑩イギリスとなっている（「日本政府観光局」(JNTO)の調査より引用）。

③ 株式会社による農業参入と農地直接所有の容認

農業を大規模化し生産性・収益性を高めるため、農業生産法人を設立することなく株式会社による農業への直接参入や農地の直接所有を認めること。【産業競争力会議】

(注) 農業生産法人とは農地の所有を認められた法人で、全国に12,817社ある。このうち株式会社が農業生産法人を設立した数は2,648社（平成24年1月1日現在）。

(注) 平成21年の農地法改正により、株式会社もリース方式であれば、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可を得て、農地を借りられるようになっている（農地法第3条）。

④ 国際先端テストを活用した化学系ベンチャーの事業化の障害となる危険物取扱い規制の緩和

資金と人材が少ない化学系塗料のベンチャー企業が開発した試作品を事業化していく際に設備投資資金等が障害となるため、危険物取扱いの規制^(例)については、国際先端テストにかけて再点検し、安全を確保した上で諸外国の基準に合わせた必要最小限なものとする。【基準や要件の見直し】

- (例) ○リチウムイオン電池の電解液：日本の消防法における危険物第4類第2石油類に該当（指定数量：1,000ℓ）。日本では封口後の貯蔵において危険物扱いとなるが、欧米では封口後の規制はない。
- 日本の消防法では、引火点（揮発性物質の蒸気が炎などによって発火する最低温度）が250℃未満の引火性液体危険物を「引火性危険物」としている。一方、国際的には国連の危険物輸送勧告に基づく分類による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」で規定された93℃以下の引火性液体危険物を「引火性危険物」としている。したがって、例えば引火点が200℃の引火性液体は、日本では引火性危険物として扱われるが、国際的には引火性危険物とは扱われない。

II. 中小企業の活力強化と地域活性化を促進する分野について

1. 地域の再生・活性化を後押し

(1) 商店街の魅力向上と中心市街地の賑わい回復

① 歩行者天国など地域活性化イベントで道路を使用する際の許可基準の明確化

歩行者天国など地域活性化のため地域ぐるみでイベント等を行う際の所轄警察署への道路使用許可手続きにおいて、事前相談受付など申請者の負担軽減が図られているところであるが、現実にはなかなか許可されないケースもあるため、事前相談段階で指導・助言すべき許可条件(判断基準)を明確化するとともに、手続期間の短縮化を図ること。

【警察庁、国交省／行政手続きの迅速化】

(注)道路交通法第 77 条、道路法 32 条の規定によるもの。平成 17 年に警察庁と国交省から道路使用許可申請手続の簡素合理化が通達された。平成 23 年にも警察庁と国交省から再徹底の通達が出され、道路交通法・道路法の運用にあたっては「合理的な理由もなく道路使用の許可期間を短くすることでいたずらに更新手続きを繰り返させることのないようにすること」「一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと」とされている。

(注)【道路使用許可件数(警察庁資料引用)】

〈平成 23 年度〉 道路使用許可件数:3,206,053 件

(道交法 77 条第 1 項第 1 号*に係る件数:2,421,790 件)

(道交法 77 条第 1 項第 4 号*に係る件数:484,072 件)

〈平成 22 年度〉 道路使用許可件数:3,175,019 件

(道交法 77 条第 1 項第 1 号*に係る件数:2,367,063 件)

(道交法 77 条第 1 項第 4 号*に係る件数:497,349 件)

※(カッコ)内は使用許可件数の内数。

*同法第 1 項第 1 号:道路使用許可における、道路、工事作業等に係るもの。

*同法第 1 項第 4 号:道路使用許可におけるマラソン、駅伝、祭礼等のイベント等に係るもの。

② 屋外で飲食物を提供するイベントなどの広域開催を容易にするための食品営業許可基準の弾力的運用

にぎわい創出と地域資源PRのため屋外で飲食物を提供する臨時イベントなどの開催にあたっては、食品衛生法による臨時営業の許可等が必要となるが、食品の品目によって販売できる地域とできない地域があるほか、露店の設備要件等も都道府県の条例によって異なるケースがある。

広域的に開催する場合や全国持ち回りで開催する場合に支障が生じているため、こうした臨時イベントの開催において、関係都道府県間で適切な調整が図られるよう、許可基準を弾力的に運用できるガイドラインを明示すること。【厚労省／基準の見直し】

(注)食品衛生法第52条に基づき、都道府県が条例で食品営業許可の基準を定めることになっている。そのため、縁日や祭礼の際などに簡易な施設を設け不特定多数の人々を対象に食品を提供する場合における臨時営業の届出については、例えば露店で提供直前に加熱処理した「焼きそば」は販売できるが、加熱処理できない米飯類を使った「カレーライス」や「おにぎり」などを販売できる地域と出来ない地域があったりする。また、給排水の設備要件が異なっていたりする。

※例えば、大阪府泉佐野市ではカレーライスやおにぎりの提供が禁止されているが、東京都ではカレーライスの取扱要件として「ライスは炊飯後65℃以上に保温するか2時間以内に提供すること」といった条件のもとで提供でき、また滋賀県ではおにぎりの提供が可能となっている。

※露店に備える給水設備の要件については、例えば東京都では180以上の給水タンクが必要で排水容量に関する規定はないが、新潟市では最低でも200以上の給水タンクと排水タンクを備える必要がある(新潟市では食器の洗浄を行う場合は1000以上、洗浄を行わない場合は500以上が必要)

(注)屋外で飲食物を提供するイベントを実施している商工会議所は、全国で約40ヵ所以上(日商観光振興への取組調査アンケート)

(2) 売上拡大と地域経済循環の回復

① プレミアム(付き)商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し

地域での消費喚起と地域経済循環に大きな効果があるプレミアム(付き)商品券の継続的かつ大規模な発行を促進するため、以下のとおり資金決済法の保証金供託制度を見直すこと。【金融庁／基準・要件の見直し】

- 供託を要する有効期間を、現行の6ヵ月超から12ヵ月超に延長すること。
- 商工会議所等の公的な団体が主体となって発行する場合は、供託を不要とすること。

(注)有効期間6ヵ月以上の商品券を発行(第三者型前払式発行手段*)する場合、資金決済法第14条(前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額を超えるときは、当該基準日(同法第3条第2項に規定する「毎年三月三十一日及び九月三十日」)未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額

の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。)に基づき、毎年3月末と9月末の段階で、未使用残高が1千万円を超えている場合は、未使用残高の半額を供託する必要があるため、有効期間を6ヵ月以内に制限するか、発行額を低く抑えざるを得ない。

※自社以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）においても使用することができる商品券のこと。商工会議所が発行する場合は、一般に第三者発行型になる。

※商品券発行事業に取り組んでいる商工会議所は、全国で166ヵ所（日商調べ、平成21年時点）。
有効期間の設定状況 1～3ヵ月：32商工会議所、4～6ヵ月：116商工会議所 7ヵ月：18商工会議所

② 風営法における飲食業の終業時刻の繰り下げ

観光地における飲食業の売上と雇用機会の拡大により地域経済の好循環を図るため、適切な範囲内で客の接待をする料理店等において午前0時で営業できなくなるのは早過ぎるので、風営法の終業時刻を繰り下げること。【公安委員会／基準や要件の見直し】

(注) 風営法第2条で定められている「待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる」等の業を営む風俗営業者は、第13条により、原則、午前0時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日や特別な事情のある地域として条例で定めれば午前1時まで延長すること可能）から日出時刻まで営業してはならないと規定されている。

(3) 観光の振興

① 観光遊覧船や屋形船などの新航路開設手続きの簡略化と航行プランの自由度拡大

国際空港に近いなどの立地特性を活かし、インバウンドを含めた観光客の拡大を図るため、観光遊覧船や屋形船等の新航路開設手続きを以下のとおり見直すこと。【国交省／行政手続きの簡素化／基準の見直し】

○現行：許可制 ⇒ 届出制

○魅力的な航行プランを立てられるよう航行ルートや航行日数の自由度を高めること。

(注) 全国の旅客不定期航路事業（遊覧船、屋形船、レストラン船等含む）：539事業者、1129航路、1102隻（国土交通省「平成24年版海事レポート」より）

(注) 海上運送法第3条および第20条、第21条により、新たな航路を開設する場合には許可が必要（旅客定員12名以下の船舶で行う不定期航路事業、または旅客定員が13名以上の場合で年間（暦年）の運行が3日以内となる不定期航路事業等一部届出制のものもあり）となる。その際、許可申請手続きのため海事代理士へ支払う費用が1件あたり数十万～百万円程度を要する。

(注) 本意見の関連事項として、瀬戸内海エリアなど船舶が混雑し地形や水路が複雑で気象や潮流の状況が厳しい全国11の水域では、海上交通の秩序を維持するため、水先法により一定基準以上（瀬戸内海では1万総t以上）の船舶に対し水先案内人の乗船が義務づけられているが、その費用が高額で、観光目的の外国客船などが瀬戸内海航行を避けるケースがみられるため、安全性に配慮しつつ総t数の引上げもあわせて検討すること。

同様に、瀬戸内海エリアにおいては長さ 200m 以上の船舶は昼間の航行しか認められていないため(海上交通安全法第 23 条、同法施行規則第 15 条に基づく巨大船等に対する指示)、安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にするようあわせて検討すること。

※水先案内人：平成 16 年度末現在、全国に 656 人いる。1 級から 3 級まであり、1 級水先人になるには、沿海以遠の乗船履歴で船長として総トン数 3 千 t 以上の船舶への 2 年以上の乗船経験、三級海技士(航海)の免許、養成施設課程の修了、水先人試験(国家試験)の合格が必要。

② 観光客の回遊性向上等のための小型特殊車両にかかる基準等の見直し

観光客等の回遊性向上や交通弱者対策を図るため、安全性が確保された低速の乗合小型車両(電動カート等)を、法令上の小型特殊車両として位置づけるよう保安基準等を見直すこと。【国交省/基準の見直し】

(注) 道路交通法施行令に基づく小型特殊車両(農耕トラクター等)の乗車定員は 1 人(運転者以外の者の用に供する乗車装置を備えるものにあつては 2 人)に制限されており、乗車定員が 3 人以上の低速の乗合小型車両(電動カート等)は、仮に道路交通車両法に基づく小型特殊自動車の保安基準(方向指示器や警音器の配置等)を満たしても、公道走行は認められていない。

(注) アメリカ・ロサンゼルス以南、ロングビーチ沖のサンタ・カタリーナ島では、環境保護を目的にガソリン車の乗り入れが禁止されており、観光客が島内を一周(移動)するには電動カートを利用する。

③ 外国クルーズ船の日本領海内でのカジノ営業の容認

カジノ営業ができないことを理由に日本を通過してしまう外国クルーズ船の日本への寄港の可能性を高め、観光振興を図るため、航行中(接岸していない状態)で、かつ同船舶の乗船客に限り、日本領海内でのカジノ営業を刑法の例外措置として認めること。【法務省/制度の見直し】

(注) 日本でのカジノ運営は、刑法第 186 条により禁止されており、刑法第 1 条では、日本国内を適用範囲と定めている。このため、外国の船舶であっても、日本領海ではカジノ運営を行うことはできず、公海上で運営されている。

④ 特別史跡を活用した国際観光拠点化のための現状変更の制限に関する許可基準の緩和

国内観光のみならず訪日外国人客を増加させるため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡など歴史的文化的な資産を有効活用して国際観光拠点として整備することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。【文科省・文化庁／基準の見直し】

(注) 現在特別史跡内に土産店や商業施設など新たな施設を設置するには、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可が必要となる。また、施行令第5条第4項第1条により、文化庁長官または市教育委員会と申請、許可の流れが異なる。

(注) 国指定の特別史跡は、大阪城や登呂遺跡、厳島など、全国に61カ所ある。

⑤ 観光によるまちおこしのため旅行業登録を行う際に必要となる営業保証金の免除

地域の観光資源を活用し、観光による新たなまちおこしに取り組む動きが各地にあるが、例えばモニターツアーを開催して観光客を誘致する場合などでも、旅行業者の登録が必要となる。

こうした手づくり観光を行う場合でも、登録には旅行業法で規定された高額な営業保証金が必要となり、ツアー等の主催を諦めるケースも生じているため、地域での信用があり弁済能力のある主催団体等が登録する際は営業保証金を免除すること。【観光庁／基準の見直し】

(注) 旅行業法により、第3種旅行業(手配旅行・企画旅行および隣接市町村等の国内募集型旅行が業務範囲)は、営業保証金として300万円を供託しなければいけない。ただし、旅行業協会に加入している場合には、その5分の1(60万円)を弁済業務保障分担金として納付する。第2種(国内募集型旅行の対象が全国)では1100万円(旅行業協会加入の場合は220万円)、第1種(海外の募集型旅行が可能)は700万円(旅行業協会加入の場合は1400万円)が営業保証金として必要になる。

なお、旅行業法施行規則の一部改正が行われ(施行日:平成25年4月1日)、営業所の存する市町村並びにこれに隣接する市町村等の限定された区域についてのみ、企画旅行、手配旅行等を行うことのできる旅行業の類型として「地域限定旅行業」が創設された。これにより、当該類型の営業保証金の供託額及び基準資産額が、他の旅行業の類型よりも引き下げられた(営業保証金の最低額、基準資産額ともに100万円)。地域限定旅行業は100万円以上、第3種旅行業は300万円以上、第2種旅行業は700万円以上、第1種旅行業は3,000万円以上の基準資産額(=資産合計-負債合計-営業保証金または弁済業務保証金-不良債権、繰延資産、営業権)を必要としている。

(注) 第1種旅行業者 726社
第2種旅行業者 2,799社
第3種旅行業者 5,749社
旅行業者計 9,274社(2012年4月1日現在、資料:観光庁)

(4) 強い農林水産業づくり

① 耕作放棄地を農地のまま有効活用する場合の手続きの簡略化

農地の所有者でない者が耕作放棄地を賃借して、農地を農地のまま有効利用する場合、現行制度では住民説明会の開催や農業委員会の了承等を得るなどの煩雑な手続きを簡略化すること。【農水省／行政手続きの簡素化】

(注) 耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。（※参考までに「休耕地」とは、耕作の意思はあるが、生産調整などにより作付していない状態のこと。なお休耕地を利用して野菜などコメ以外の作物を栽培することは可能）

※農業とは、土地を使って何かしらの作物を栽培し、水や肥料を与える等の管理をしていれば、全て農業と認められる（明確な定義は存在しない）。

(注) 個人や法人が、農地を売買又は賃借するためには、その農地を所在する市町村の農業委員会の許可（農地法第3条）が必要。（許可の要件は下記①～③）

①農地のすべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていることが必要

②一定の面積を経営すること

農地取得後の農地面積の合計が、原則50a（北海道は2ha）*以上であることが必要

*この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能となっている

③周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

(注) 全国の耕作放棄地面積28.7万haのうち、農地として利用可能な耕作放棄地は15.1万haある。（「耕作放棄地の現状について」平成23年3月農林水産省）

② 地域の状況に合わせた臭気規制への見直し

日本のTPP参加で打撃を受ける畜産業が、業容拡大等に努力する際の障害となるため、悪臭防止法の臭気指数規制を、人口が密集している地域とそうでない地域で基準を分けるなど、地域の特性に応じたものに見直すこと。【環境省／基準の見直し】

(注) 悪臭防止法では、成分に応じた臭気指数しか規定されていない。養豚業者に対して臭気指数の2号基準（悪臭防止法第4条第2項第2号：気体排出口において満たさなければならない臭気の排出基準を定めたもの）に基づいて行政指導を行った結果、その養豚業者は指導を受けた畜舎での生産を停止することとなった。

なお、規制の基準については、都道府県知事が定めることになっている。（同法第4条）

また、都道府県知事は、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を、規制地域として指定することができる。

(注) 畜産農家戸数（農林水産省 畜産統計調査）

	平成21年	平成23年	平成24年
乳用牛	21,900戸	21,000戸	20,100戸
肉用牛	74,400戸	69,600戸	65,200戸
豚	6,890戸	6,010戸	5,840戸
採卵鶏	3,110戸	2,930戸	2,890戸

(5) 地域の成長を支える基盤づくり

① 行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできるWi-Fi環境の整備

電子政府の推進のみならず、商店街振興や観光需要の喚起など、新たなビジネスチャンスを拡大するため、行政施設・公共空間・大型商業施設等で誰もが手軽にインターネット接続できるWi-Fi環境を整備すること。特に、本件は訪日外国人観光客のニーズに応えるとともに、2020年オリンピックの東京招致にも寄与するものである。【総務省／規制の見直し】

(注) 誰もが自由にWi-Fi環境を利用できるエリア・サービス（フリースポット）では、日本ではプロバイダー責任制限法に基づき、プロバイダーが利用者にメールアドレス等の登録による認証パスワードの取得を要求するケースが一般的である。これは利用者特定することで、犯罪抑止につながるとの観点からである。（他人になりすました不正アクセスやサイバー犯罪等を防ぐため）一方で、利用者にとっては、その場ですぐにネット接続するには手間がかかり利便性に欠ける面がある。また、海外のフリースポットでは、こうした認証手続きなしにすぐにネット接続できることから、特に観光で来日した外国人からは不評である。

(注) 民間団体であるFREESPOT協議会の認証を受けたフリースポットは、全国に約1万1000カ所ある。

<主なフリースポット設置施設数>

行政施設（国、県、市等）1,253カ所、学校施設155カ所、空港・空港ラウンジ92カ所、
駅・駅待合室75カ所、道の駅・高速SA/PA211カ所、病院115カ所、商店街169カ所、
ホテル・旅館・ロビー4,387カ所、一般店舗・コンビニエンスストア804カ所等

(注) 韓国、アメリカ、イギリスには、フリースポットが10万カ所以上ある。

② 安全・安心なまちづくりのための市街地における防災機能の向上

安全・安心なまちづくりを実現するためには、密集市街地での老朽建築物等の建て替えや、住居地域からの工場移転を進め、避難路・避難地（公園等）を確保する必要がある。それを促すため、容積率の特例等が認められる防災街区整備地区計画等の策定手続きを簡素化・迅速化し、市街地の防災機能向上を図ること。【国交省／行政手続きの簡素化・迅速化】

(注) 都市計画法第8条第1項第2号の3に基づき、都市計画区域については、特例容積率適用地区^(※1)を定めることが可能であるが、平成24年3月時点で1地区（大手町・丸の内・有楽町地区）しか指定されていない。また、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」第32条第1項に基づき、防災上危険性の高い密集市街地の効果的な再開発を促す制度として、市町村が作成・決定する防災街区整備地区計画制度^(※2)が設けられているが、同制度の活用数は、全国で5都市17地区に止まっている。現行の計画策定手順については、「防災街区整備地区計画作成技術指針（国土交通省）」において、「区域設定、水準選択（地区の状況に応じた特定防災機能の水準選択）、計画案の作成、計画案の評価・検証」となっている。

※1 適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区。（都市計画法第9条第15項）一般的に、容積率の移転は隣接する敷地間でしか認められないが、特例容積率適

用区域制度を活用すれば、その区域内であれば隣接していない建築敷地の間で移転も認められる。
これにより区域内での「空中権（未利用容積率の移転）」の売買が可能となる。

※2 当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備え、
るとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われるように定める地区。（都市計画法第13条第15項）地区内の公共施設等の防災機能の向上に資する再開発等について、容積率や建ぺい率等の特例措置が適用される。

③ 立地特性を活かした流通業務団地を整備するための施設用途の拡大

流通業務団地が、その立地特性を最大限に活かして複合化・総合化（施設内で組立等の前加工からアフターケアまで各種業務を一体的に処理）したビジネス拠点を整備できるよう流通業務地区の用途規制を緩和し、流通業務団地内にショールームやITデータセンター、組立加工施設等を設置できるようにすること。【国交省／要件の見直し】

（注）流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項により、流通業務地区は次の施設以外を建設できない。

- 一 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設
- 二 卸売市場
- 三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽（政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。）又は貯木場
- 四 上屋又は荷さばき場
- 五 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗
- 六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所
- 七 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場
- 八 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場
- 九 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫
- 十 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場
- 十一 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

（注）また、流通業務市街地の整備に関する法律施行令第3条で、簡易な加工の事業については、次に掲げるものと定めている。

- 一 板ガラス又はカーテン、床敷物その他これらに類する繊維製品の切断の事業
- 二 家具、建具又は自転車の部品を組み立てることによりこれらを製品又は半製品とする事業
- 三 包装又はこん包の事業
- 四 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける事業

（注）流通業務団地は、平成25年3月末現在、全国で27地区が稼働している。

④ 物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し

中心市街地ではトラックの積み降ろし場所を確保することが難しい中で、ドライバーが放置駐車違反の取締まりを受けることが多く、頻繁に違反した場合は企業が車両の使用制限の処分を受けるなど、物流業の事業継続に支障をきたすおそれがあるため、荷さばき車両に配慮した駐車規制に見直すこと。【警察庁／基準・要件の見直し】

(注) 道路交通法第 45 条第 2 項により、貨物の積み降ろしを行う場合で運転者がその車両を離れないときや、運転者がその車両を離れても直ちに運転に戻ることができる状態にあるときは駐車禁止の例外となるが、運転者 1 名で貨物の積み降ろしをする際に違法駐車となるケースがある。また、2004 年の同法改正によって、車両の使用者義務が強化され、放置違反車両の運転者が特定できない場合には、車両の使用者に対して支払が命ぜられるようになった。

※放置駐車とは、違法駐車と認められる場合における車両であって、運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの。

※過去 6 ヶ月以内に納付命令を 3 回受けている車両は、普通車で 2 ヶ月内、大型車・中型車で 3 ヶ月の範囲内で車両への使用制限が課される。

(注) 営業用トラックの保有台数は約 110 万台（平成 22 年、全日本トラック協会資料）

⑤ 地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中で、その機能を最大限に発揮するため、地域の実情に応じて自由な組織編成と活動を可能にする必要があることから、商工会議所法を以下のとおり見直すこと。【経産省／行政手続きの簡素化／基準の見直し】

○商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）を認可制から届出制に緩和すること。

○各地商工会議所および日本商工会議所の役員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。

○各地商工会議所の議員定数の基準について、地域の実情に応じ自由度を拡大すること。

(注) 商工会議所法において関係する主な条文を抜粋。認可事項については、政令で都道府県等に委任されているものもある。

第 32 条：商工会議所に、会頭 1 人、副会頭 4 人以内及び専務理事 1 人を置く。

第 42 条：議員の定数は、30 人以上 150 人以内において定款で定める。

第 46 条：会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

第 69 条：日本商工会議所に、会頭 1 人、副会頭 5 人以内、専務理事 1 人、常務理事 1 人及び理事 4 人以内を置く。

2. 中小企業の成長の促進

(1) 中小企業の創業・起業・ベンチャーの支援

① 店舗がなくても開業を可能とする理容師法、美容師法の店舗規制の見直し

理容師、美容師の資格を持った若年者の就業を促進するとともに、外出ができない高齢者等の散髪や美容のニーズに対応するため、店舗がなければ開業が認められない理容師法、美容師法の店舗規制を見直し、全国どの地域でも、店舗がなくても出張で施術する新しい営業形態を認めること。【厚労省／要件の見直し】

(注) 理容師、美容師は、理容師法第6条の2および美容師法第7条により、保健所の確認を受けて設置した理容所、美容所でなければ施術することができないが、高齢者など身体的理由で移動が困難であるなど、各都道府県の条例で定めがある場合は、例外として出張業務が認められている。

(注) 全国の有資格者数：理容師 596,333 人、美容師 1,219,865 人（平成 24 年度現在、(公財)理容師美容師試験研修センター調べ）

② 地下海水と真水（井戸水）の規制の分離

沿岸部で地下海水を利用した新しいビジネスモデルである魚介類の陸上養殖プロジェクトを行いたいが、真水（井戸水）の枯渇などを防止する地下水条例の適用を受け、十分な海水の取水ができない。

そもそも枯渇の恐れがない地下海水については、真水（井戸水）と規制を分離すること。【環境省／規制・制度の見直し】

(注) 市町村で制定している地下水採取規制に関する条例等（市町村が未制定の場合は都道府県の条例等が適用される）により、地盤沈下防止や地下水保全、水道水源保全を主目的に、採取する地下水の量や揚水設備の揚水機の吐出口の断面積などの基準が定められている。

(注) 平成 23 年 3 月時点で、全国 32 都道府県、385 市町村において地下水取水条例が制定されている（国土交通省水資源部調べ）。

③ 消防ホース結合差込金具の規格の統一

消防用ホースに使う差込金具の規格が統一されていないことから、現在は各方式に対応させた消防機器（取水装置）を開発・製造しなければならず、ベンチャー企業にとっては負担も大きい。将来的には差込金具の仕様を統一すること。【総務省／基準の見直し】

(注) 消防車とホースの結合金具については、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令により、「ネジ式」と「差込式」を規定している。消火活動の迅速化・円滑化のため、全国の消防本部のほとんどで差込式を使用しているが、東京消防庁など5消防本部でネジ式を採用している。

(注) 消防組織法第45条の規定に基づき作成される「緊急消防支援隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」で、消防用ホースは口径65ミリのものを積載することが規定されているので、あとは結合方式が統一されれば、全ての消防車において同一の消防機器（取水装置）を使用できるようになる。

(2) 海外展開と国際競争力の強化

① 特許審査の迅速化とスーパー早期審査の対象拡大

わが国企業が海外企業とのグローバル競争を勝ち抜くため、特許審査の迅速化を図るとともに、特に海外展開を図る可能性がある中小企業の出願にも幅広く「スーパー早期審査」を認めること。【特許庁／行政手続きの迅速化／要件の見直し】

(注) 特許審査には、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う「早期審査」と「スーパー早期審査」がある。なお、早期審査、スーパー早期審査にすることで特別に発生する手数料はない。

(注) 早期審査・スーパー早期審査の対象・要件、審査順番待ち期間（審査請求から一次審査までの平均期間）

	対象・要件	審査順番待ち期間（2010年）
早期審査	実施関連出願／外国関連出願／中小企業・個人・大学・公的研究機関等の出願／グリーン関連出願／震災復興支援関連出願	1.7 ヶ月
スーパー早期審査	早期審査の対象となる出願のうち「実施関連出願かつ外国関連出願であること」	25 日
通常審査	—	28.7 ヶ月

(注) スーパー早期審査・早期審査申請件数

	2009年	2010年	2011年
スーパー早期審査	310	395	361
早期審査	9,777	11,042	12,157
審査請求件数（総数）	254,368	255,192	253,754

※出典：特許庁ホームページ、特許行政年次報告書 2012 年版（特許庁）

② 外国人を雇用するための在留資格変更許可審査の迅速化

中小企業が国際展開するため、グローバル人材として採用した外国人留学生が、在留資格の変更手続きに時間を要し、予定の入社日に間に合わないなど支障が生じるケースがあるため、審査の迅速化を図ること。【法務省／要件の見直し】

(注) 留学生が日本の企業に就職し、在留資格を「留学」から就労が可能な「人文知識・国際業務」などに変更する場合、申請日から何日で許可するといった明確な規定はない。例えば、就職先が中小企業の場合には、3週間程度かかっており、特に申請が混み合う3月～5月の繁忙期には、それ以上の時間を要するため、4月1日の入社に間に合わないケースがある。

(注) 平成23年に外国人留学生が日本の企業等への就職を目的として在留資格変更許可申請を行った数は9,143人(前年比676人増)、うち許可数は8,586人(前年比755人増)で、いずれも前年と比べて増加した。許可率は93.9%で前年と比べてほぼ横ばい。

③ 製品の不具合などで同じ輸入元に輸出する際の許可申請手続きの免除

海外から輸入した高性能な工作機械製品等に不具合があり、修理するため同じ輸入元に輸出する場合、大量破壊兵器開発国への高度な機械・技術の流出に該当しないようなケースについては、企業の許可申請手続きにかかる負担を軽減し迅速に修理するため、許可申請手続きを免除すること。【経産省／行政手続きの簡素化】

(注) 日本では、高性能な工作機械や生物兵器の原料となる細菌など、軍事的に転用されるおそれのある物が、テロリスト集団等に渡らないよう安全保障貿易管理を行っている。日本では外為法第25条第1項により、リスト規制(兵器やその開発に利用可能な高性能汎用品など15項目)や、キャッチオール規制(リスト規制には該当しないが兵器開発の懸念がある場合)に該当する輸出には、事前に経産大臣の許可が必要となる。規制に該当する物や技術を輸出又は提供する際には、必要な書類を用意し、経産省に許可申請手続きを行う。

(3) 経営力の強化

① 地域特産品を原料とする焼酎の製造を可能とするための酒造免許制度の見直し

山菜の一種である「うこぎ」^(注1)など地域特産品を使い、少量・多品種の商品を生産する地域密着型の酒造メーカーのビジネスモデルを全国各地で取り組むため、特区として対応するのではなく全国区で行えるよう、焼酎製造免許^(注2)の対象となる原料^(注3)や製造量^(注4)などの制限を大幅に緩和すること。【国税庁／基準の見直し】

(注1) ウコギ科の植物で、米沢地方では古くから食用を兼ねた垣根として利用されている。

(注2) 酒類（焼酎）の製造免許を受けるためには、免許を付与された後1年間の製造見込み数量が酒税法第7条第2項に規定される最低製造数量を満たしているほか、申請者が酒税法第10条各号の免許の要件（人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件及び製造技術・設備要件）を満たす必要がある。

・平成23年度 焼酎製造免許場数：985場

・ 〃 製造場数：409場（資料：国税庁）

(注3) 穀類、いも類、又はこれらのこうじ及び水を原料として発酵させたものを単式蒸留焼酎（焼酎乙類）という。

(注4) 1年間の製造見込み数量10kℓ以上。

(4) 雇用の拡大

① 高校新卒者の就労促進のための運転免許制度の見直し

若年者雇用を拡大するため、高校新卒者が運送会社等ですぐに就業できるよう、運転免許制度を以下のとおり見直すこと。【警察庁／要件の見直し】

○タクシー等を運転できるよう、普通第二種運転免許取得の年齢制限（21歳以上、運転経歴3年以上）引き下げること。

○保冷車など2t積載トラックであっても、保冷装置を装備すると総重量が5tを超えてしまい中型免許が必要となるケースが多いため、中型免許取得の年齢要件等（20歳以上、運転経歴2年以上）の引き下げ、もしくは普通自動車運転免許で運転可能な車両総重量の上限を「6.5t未満」に見直すこと。

(注) 普通自動車運転免許における車両総重量は現在5t未満である。

保冷車などは保冷装置を装備すると総重量が5tを超え中型車に該当するケースが多くなっている。

(注) (公財)全日本トラック協会のデータによると、「積載量2tクラス」の車両であっても、ハイブリッド仕様やCNG（天然ガス）仕様、また保冷装置等を装備することにより、総重量5t超の車両が増加してきている。同協会が(一財)自動車検査登録情報協会の保有台数統計（平成22年3月現在）をもとに作成

した資料によると、「積載量2 tクラス」の営業用車両のうち、5～6.5 tが全体の約55%を占めている（5 t未満が約43%、6.5トン超が約2%）。

(注) 厚生労働省 一般職業紹介状況(職業安定業務統計)

【高校新卒者の就職状況】(産業別統計から運輸業を抜粋)

	就業者数(人)	運輸業就業者数(人)	構成比(%)
H17年度	171,493	8,049	4.7
H18年度	176,300	8,779	5.0
H19年度	181,128	9,390	5.2
H20年度	180,340	9,597	5.3
H21年度	171,823	8,986	5.2
H22年度	146,328	7,314	5.0
H23年度	151,914	7,920	5.2
H24年度	156,681	8,048	5.1

※統計表では、H22年度以降は運輸業に郵便業が加えた就業者数となっている。

3. 行政・財政運営の効率化

(1) 行財政改革・補助金・委託費等

① 国・自治体の予算執行効率化のための発生主義・複式簿記による会計制度の早期整備

○真の収入・コストおよび真のストック情報を把握し、貸借対照表で資産と債務のバランスを保ちながら経営し、予算執行の効率化を図るため、国および地方公共団体に発生主義・複式簿記による会計制度を早期に整備すること。

○補助金をはじめとする予算の効率的な執行のため、単年度主義を改め、必要に応じて複数年にわたり柔軟に使用できる会計制度とすること。【財務省、総務省／制度の見直し】

(注) 発生主義：現金の収支とは無関係に、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金として記帳する方式のこと。

(注) 発生主義・複式簿記の採用により、①正確な行政コストの把握、②資産・負債を合わせた総括的把握、③複数会計の連結ベースでの財務状況の把握が可能となり、行政評価および財政上の意思決定に役立つ財務書類（貸借対照表、業務費用計算書等）の作成が可能となる。ただし、貸借対照表に計上する資産には、道路、堤防等の公共用財産や独立行政法人等への出資金等の政策目的で保有している資産など、売却処分・現金化することが基本的に予定されていないものが相当程度含まれることに留意が必要である。

(注) 財政制度等審議会「公会計に関する基本的考え方」（平成 15 年 9 月 30 日）で、国に発生主義・複式簿記を採用する企業会計の考え方を導入する財務書類作成の提言がなされたことを受け、財務省では平成 15 年度決算分から、国全体の資産や負債などのストックの状況や費用・財源などのフローの状況といった財務状況を「国の財務書類」「省庁別財務書類」として作成・公表している。

しかし、財務データが政策単位で開示されておらず活用しにくいといった指摘や、財務状況がリアルタイムで把握されていないことから、財務書類の公表まで約 1 年 2～3 ヶ月と長期間を要するなど従来の歳入歳出決算と同時に財務諸表が作成されていないといった指摘がなされている（平成 18 年 6 月 14 日財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」）。

(注) 諸外国では、イギリス、アメリカ、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ等で発生主義会計を導入している。国内の事例では、東京都が平成 18 年度から従来の現金主義・単式簿記会計に、発生主義・複式簿記の考え方を加えた公会計制度を導入している。また静岡県浜松市では、市民一人当たりの資産・負債、行政コスト、連結バランスシートを経年比較で分析・公表している。和歌山県橋本市でも平成 21 年度からに公社、第三セクターを含めた連結ベースでの財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を公表している。

(注) 予算の単年度主義とは、国会における予算の議決は毎会計年度行うという原則のこと。

② 補助金・委託費の複数年化等の制度および運用の見直し

補助金・委託費の効果を最大限に引き出すため、複数年化、申請書類等の簡素化、手続きの迅速化等を図ること。

また、補助金・委託費を活用して事業を行う者が、不足する資金を金融機関から借りやすくするため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)で禁止されている補助金で取得した施設の担保規制を解除すること。【財務省／規制・制度の見直し】

(注) 補助金適正化法第22条「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産※を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」

※○不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋、浮ドック、およびその従物

○機械及び重要な器具で各省各庁の長が定めるもの

○その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

③ デフレを助長する競り下げ方式の廃止

一定の時間内に繰り返し最安値を競わせる「競り下げ方式」を政府は平成23年度に試行的に導入したが、この公共調達制度はデフレを助長するとともに、中小企業を低価格競争に巻き込むことにもなり、不当なダンピングによる弊害をもたらすおそれがあるため、試行を通じて検証した結果、中小企業の受注機会や事業活動に悪影響を与える場合には廃止すること。【内閣府／制度の見直し】

(注) 競り下げ方式とは一定時間内に複数の取引先に繰り返し最安値を競わせる仕組みのこと。政府の行政刷新会議において、「公共調達改革プログラム」に基づき、平成23年度に95件の「競り下げ試行」を実施した。

(注) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(第3条)で、国等における物件の買入等の契約締結について「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」と規定されている。

【本件担当】 日本商工会議所 企画調査部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

TEL 03-3283-7661 FAX 03-3211-5675

URL <http://www.jcci.or.jp/>